

調布市教育委員会規則第 8 号

調布市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5第1項の規定により、同項に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等について必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 調布市教育委員会（以下「委員会」という。）は、その所管に属する学校ごとに協議会を置くものとする。

2 委員会は、前項の規定により協議会を置く場合は、協議会を置こうとする学校に対してその旨を通知するものとする。

(学校運営に関する基本的な方針の承認)

第3条 対象学校の校長は、次の各号に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得なければならない。

(1) 学校経営計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、校長が必要と認める事項に関すること。

2 対象学校の校長は、前項において承認された基本的な方針に従って学校運営を行うとともに、当該方針を委員会に報告するものとする。

(学校運営等に関する意見の申出)

第4条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、委員会又は対象学校の校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（分限及び懲戒並びに特定の職員の任用に関する事項を除く。）について、当該職員の任命権者に対して意見を述べるることができる。この場合において、当該

職員が都費負担教職員（市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する職員をいう。）であるときは、委員会を經由するものとする。

3 協議会は、前2項の規定により委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、対象学校の校長の意見を聴取するものとする。

（学校運営等に関する評価）

第5条 協議会は、対象学校の運営状況等について、毎年度評価を行うものとする。

（住民の参画の促進等のための情報提供）

第6条 協議会は、対象学校の運営について、地域住民等の理解、協力、参画等が促進されるよう努めるものとする。

2 協議会は、次の各号に掲げる目的を達成するため、対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関する協議の結果に係る情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(1) 対象学校の運営及び当該運営への必要な支援に関し、対象学校の所在する地域の住民、対象学校に在籍する児童、生徒の保護者等の理解を深めること。

(2) 対象学校と前号に掲げる者との連携及び協力の推進に資すること。

（運営状況の報告）

第7条 協議会は、毎年度、協議会の会議（以下「会議」という。）の開催状況その他の協議会の運営状況について、委員会に報告しなければならない。

（委員の任命）

第8条 協議会の委員（以下「委員」という。）は10人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、対象学校の校長の推薦により委員会が任命する。

(1) 保護者

(2) 地域住民

(3) 対象学校の地域学校協働本部地域コーディネーター

(4) 対象学校の校長

(5) 前各号に掲げるもののほか、委員会が適当と認める者

2 委員会は、委員の辞職等により欠員が生じたときは、必要に応じて新たな委員を任命するものとする。

3 委員は、特別職の地方公務員の身分を有する。

(守秘義務等)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

2 委員は、前項に定めるもののほか、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

(1) 委員たるにふさわしくない非行を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来たす言動を行うこと。

(任期)

第10条 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。

2 第8条第2項の規定により新たに任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬)

第11条 委員の報酬は、調布市非常勤職員の報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和31年調布市条例第23号）の定めるところによる。この場合において、1年度当たり12,000円を上限として報酬を支給するものとする。

(会長及び副会長)

第12条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により選出する。ただし、対象学校の校長を会長又は副会長に選出することはできない。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議及び議事)

第13条 会議は、会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議の公開)

第14条 会議は、公開とする。ただし、個人に関する情報を含む場合その他会議を公開することにより、公正かつ円滑な会議の運営に支障が生じるおそれがある場合は、協議会の判断により非公開とすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ、会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第15条 委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任等について正しい理解を得るため、必要な研修を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第16条 委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認められる場合は、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

- 2 委員会及び対象学校の校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報提供に努めるものとする。

(委員の解任)

第17条 委員会は、委員本人から辞退の申出があった場合のほか、委員が次の各号のいずれかに該当する場合は、委員を解任することができる。

- (1) 第9条の規定に違反した場合
- (2) 心身の故障その他やむを得ない理由により職務の遂行に支障を来たす場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由が認められる場合

2 委員会は、委員を解任する場合は、当該委員にその理由を示さなければならない。

(委任)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。